

広島県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を関係市役所の掲示場に掲示した。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所 有 者（登記簿上の所有者）名
広島市佐伯区三宅町字貴船原四四三の二	岡本 昭己
廿日市市大野町字平岩五三七	福島 ヨシコ
廿日市市大野町字平岩五三七	香川 ミサ子
廿日市市大野町字平岩五四〇	中村 サナエ
廿日市市大野町字平岩五五二の三	山崎 貞夫
廿日市市大野町字平岩五五二の四	宮本 三平

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）